

令和3年度 町会・自治会振興特別委員会 運営方針

1 調査の目的

町会・自治会の加入促進及び活動活性化に関する諸問題について、総合的に調査し対策を検討する。

2 調査のテーマ及びその内容

(テーマ)「すみだ」の地域力を担う町会・自治会に対して実効性ある支援策を

(内 容)

「すみだ」の地域力を担う町会・自治会は、現下のコロナ禍において活動が大きく制限されるなど、その在り方が大きく問われている。

そこで、本委員会では、昨年度に引き続きより多くの区民等の意見を聴き、町会・自治会が抱える課題・論点を整理した上で、区としてどのように町会・自治会を位置付けていくのか、また任意団体たる地縁団体に対して、どこまでの支援が適正であるのか見極めていく。その上で、墨田区協治（ガバナンス）推進条例、墨田区集合住宅条例等に基づく支援の実施可能性について議論し、必要があれば既存の条例の見直しや、さらには町会・自治会振興に関する条例制定の検討も視野に入れ、実効性ある支援策の構築を目指し調査を進めていくこととする。

3 調査期間及びスケジュール

6月 本特別委員会の運営方針について

7月

- ・昨年度の振り返りと国・地方の動向について
- ・町会・自治会の位置付け、適正な支援について
- ・既存の条例に基づく支援の実施可能性について
- ・実効性ある支援策の構築について
- ・先進事例の調査
- ・関係団体等との意見交換
- ・委員間討議

< 条例案を提出する場合 >

10月 条例案の作成
・パブリック・コメント
2月 2月議会に提出

< 執行機関への提言・報告書等を作成する場合 >

10月 提言・報告書等の作成
・執行機関との意見交換
2月 執行機関へ送付

3月 委員会活動報告を作成

4 調査の手法等

項 目			実施予定
先進自治体等への行政調査			○
議会基本 条例関連	1 3 条	委員間討議	○
		議事堂以外での委員会開会	○
	1 4 条	区民等との意見交換会等	○
		条例案の提出その他の政策立案及び政策提言の積極的な実施	○
	2 0 条	公聴会及び参考人制度の活用	○
		学識経験者等による専門的事項に関わる調査	
		議会のパブリック・コメント	○
	2 3 条	委員会における研修会	

概要

1 先進自治体等への行政調査

町会・自治会に関する条例を制定している先進自治体に対し、制定の経緯や施行後の状況等について行政視察を行う。

〔先進自治体（例）〕

- ・品川区 平成28年4月1日施行
- ・八王子市 平成31年4月1日施行
- ・川口市 平成30年9月27日施行 *議員提案
- ・草加市 平成27年4月1日施行

2 委員間討議

実効性ある支援策を検討・提案するため、積極的な委員間討議を行い、委員会として全会一致での合意形成を目指す。

3 議事堂外での委員会開会

本特別委員会の調査項目は、区民の生活に深く関連した内容であることから、より多くの区民に傍聴していただくとともに、議会をより身近に感じてもらうため、議事堂外での委員会の開会を検討する。

4 区民等との意見交換会等

より多くの区民等の声を聴くため、昨年度に引き続き、町会・自治会等との意見交換会を開催する。

5 条例案の提出その他の政策立案及び政策提言の積極的な実施

昨年度来の調査内容を踏まえ、町会・自治会活動の活性化を促進していくため、条例制定の検討も視野に入れ、実効性ある支援策の構築を目指す。

6 公聴会及び参考人制度の活用

実効性ある支援策の構築を目指すに当たっては、必要に応じて、町会・自治会関係者や有識者から知見を伺うため、公聴会及び参考人制度の活用を検討する。

7 議会のパブリック・コメント

条例案を提出する場合は、議会のパブリック・コメント手続を実施し、区民等の意見を反映していく。

* 本運営方針に記載の内容は予定であり、やむを得ず変更することがあります。